

1. 感染拡大を防止するための基本的考え方

感染成立の三要素は、

「宿主」×「病原体」×「感染経路」

☆ 感染拡大を防止するためには、感染経路、すなわち人と人との接触をできる限り抑制することが重要(公衆衛生学の基本的知見)

<基本的な考え方>

新型インフルエンザ等の感染経路を踏まえ、感染拡大の原因となり得ると想定される施設については、以下の視点に留意しつつ、感染拡大防止対策を実施できるように政令、行動計画等では幅広く定めつつ、運用において柔軟に対応することとすべきではないか。

(視点1)実証的研究がある施設等

実証的研究がある施設については、最優先で対応。

- ①実証的研究がある学校及びそれに類する施設(保育所等)
- ②発生した新型インフルエンザ等についての疫学的調査等の結果、感染拡大の原因となると判明した施設

(視点2)運用上柔軟に対応すべき施設

実証的研究がなされていない施設であっても、公衆衛生学の基本的知見から最悪の状況も想定し、幅広く対象とする。その際、以下の点及び視点3に留意する。

- ① 日常の社会生活を維持する上で、必要な施設については、施設の使用制限は行わない。
⇒ 例えば、食料品店や公共交通機関等について使用制限した場合、国民の日常生活に支障を生じるおそれがある。
- ② 特措法第45条においては「多数の者が利用する施設」と規定している。これは、感染拡大の影響だけでなく、私権制限を最小にすること、対象施設の公表等の実務面を考慮したものであるが、「多数の者」の客観的指標としては、政令では面積を用いる。
⇒ 他の法令でも行政上の負担を課す対象として1,000㎡を基準としている例があり、それを参考とし、1,000㎡以上の施設を対象とする。(学校・通所社会福祉施設については、施設の利用実態を踏まえ、面積にかかわらず対象とする。)

※ 大規模小売店舗立地法、建築物の耐震改修の促進に関する法律は、1,000㎡が基準

(視点3)使用制限等以外の措置

使用制限の対象として政令で規定した施設についても、接触密度や発生した新型インフルエンザ等の特性なども踏まえ、基本的対処方針において施設種別ごとに施設の使用制限以外の措置も含めて対策を講じていくことも検討する必要がある。

⇒ 博物館など、入場制限を行うことにより人と人との接触を避けることができる施設については、施設の利用実態も踏まえ、使用制限以外の対応(入場制限)も考えられる。

(視点4)特措法第45条以外の措置

特措法第45条の対象リストから外れる施設であっても、特措法第24条第9項に基づく任意の協力要請の活用も検討。

さらに、住民に対する手洗い、咳エチケットの徹底などのガイドラインの提示や、事業所に対する業務の重点化などのガイドラインの提示、発生した新型インフルエンザ等の特性も含めた適切な情報提供等の措置も講ずる。

政令において規定する施設のリスト

施設の種類		現行 行動計画 ガイドライン	1	2	結果(案) (対象施設)
(視点1)実証的研究がある施設等 ⇒ 最優先で対応					
文教施設	学校 (大学を除く。)	○	<input checked="" type="checkbox"/>		対象
社会福祉施設等	保育所、通所施設その他これらに類するもの	○ (保育所・ 通所・短期入 所型)	<input checked="" type="checkbox"/> (保育所・ 通所・短期入 所型)		対象 (保育所・ 通所・短期入 所型)

(視点2)運用上柔軟な対応が必要な施設 (1,000㎡以上の施設が対象)					
大学、学習塾等	大学、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類するもの (留意点) 大学、自動車教習所をどうするか。	×	<input checked="" type="checkbox"/>		対象
運動、遊戯施設	体育館・ボーリング場・スケート場・水泳場その他これらに類する運動施設又は遊技場	○	<input checked="" type="checkbox"/>		対象
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	○	<input checked="" type="checkbox"/>		対象
集会、展示施設	集会場又は公会堂 (ホテル等の宴会場を含む。)	○	<input checked="" type="checkbox"/>		対象
	展示場	○	<input checked="" type="checkbox"/>		対象
	博物館、動物園、水族館、美術館又は図書館	○	<input checked="" type="checkbox"/>		対象

1: 感染拡大の原因となり得ると想定される施設 2: 日常生活を維持する上で必要な施設

施設の種類		現行 行動計画 ガイドライン	1	2	結果(案) (対象施設)
商業等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（卸売市場、食料品売場を除く。）	×	☑		対象
	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	×	☑		対象
娯楽施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの（飲食店、料理店を除く。）	×	☑		対象

（視点4）特措法第45条以外措置を講じるべき施設 ⇒ 特措法第24条第9項、ガイドラインで対応

医療施設	病院又は診療所	×	☑	必要	対象外
食料品販売施設	卸売市場、食料品売場	×	☑	必要	対象外
食事提供施設	飲食店、料理店	×	☑	必要	対象外
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館	×	□		
	共同住宅、寄宿舎又は下宿	×	□		
交通機関等	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	×	☑	必要	対象外
工場	工場	×	☑	必要	対象外
銀行 事務所、官公署	銀行	×	☑	必要	対象外
	事務所	×	☑	必要	対象外
	保健所、税務署その他不特定多数のものが利用する官公署	×	☑	必要	対象外
公衆浴場	公衆浴場	×	☑	必要	対象外
視点2に掲げられている施設であって、1,000㎡未満の施設					対象外

施設の使用制限以外の措置(法第45条第2・3項)

- 特措法第45条第2項・3項では、施設の使用制限・停止、催物の開催制限・停止の他「その他政令で定める措置」を要請・指示することができることとされている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議（参議院内閣委員会平成24年4月24日）

十三、法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行う政令については、消毒液の設置、人数制限等のより人権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示し、集会の自由等の人権が過度に制約されないようにすること。その際、感染症の専門家及び現場の意見を十分踏まえること。

「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(P109-110)

[講じることが必要な感染防止策]

- * 従業員や訪問者、利用客等などが常に2メートル以上の距離にあり、互いの接触・接近が防止される
- * 入口などで発熱などの症状のある人の入場を防ぐ
- * 入口などに手洗いの場所を設置する
- * 突発的に感染が疑われる訪問者、利用客等が来場した場合にも、十分な感染防止策を講じることができる体制を構築する



- このため、「その他政令で定める措置」として以下の措置を規定してはどうか。

政令事項

- ・ 入場制限など施設利用者が互いに接触・接近しないようにするために必要な措置の実施
- ・ 発熱などの症状がある人の入場禁止
- ・ 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底
- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ 施設等利用者が発熱などの感染が疑われる症状を示した場合、消毒・清掃等の必要な感染予防策を講じることができる体制構築

【行動計画の記載(要約)】

- ・ 学校、保育施設等の設置者:臨時休業、入学試験の延期等の要請
- ・ 集会主催者、興行施設等の運営者:活動自粛の要請

【現行ガイドラインの記載】

(感染拡大防止に関するガイドライン)

- ・ 学校、保育施設等:臨時休業の要請
- ・ 集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動:自粛呼びかけ

(事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン)

- ・ 自粛が要請される可能性のある事業者の例
 - * 不特定多数の集まる施設:集客施設、興行施設等(集会施設、美術館、博物館、動物園、図書館、映画館、劇場、スポーツ施設、遊園地等)

【平成21年の基本的対処方針、基本的対処方針Q&A】

- ・ 学校、保育施設等:臨時休業の要請

「等」:高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う障害福祉サービス事業所、通所施設(通所授産施設、知的障害児通園施設等)の他、児童館や放課後児童クラブなどが含まれる。

* 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)は、その事業全てを臨時休業の対象とするわけではないが、提供するサービスのうち、短期入所・通所に相当するサービスについては自粛を要請することとなる。

※ なお、5月22日の基本的対処方針では、「学校」のうち「大学」は、多数の児童・生徒が長時間一つの部屋で隣り合って授業を行う小・中・高校と授業形態がかなり異なること、また、複数のキャンパスがある場合があるなど、各大学によって状況が異なるため、一律の取扱いとせず、「休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請」としている。

- ・ 集会、スポーツ大会等:開催自粛の要請